



県章

# 山形県公報

令和6年3月22日(金)

第488号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則……………	(人 事 課) ……	259
○食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………	(食品安全衛生課) ……	同
○山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則……………	(子ども家庭福祉課) ……	261
○山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例施行規則……………	(健康福祉企画課) ……	264
○医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………	(医療政策課) ……	274
○山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	(地域医療支援課) ……	275
○山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則……………	(高齢者支援課) ……	同
○山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則……………	( 同 ) ……	276
○山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則……………	( 同 ) ……	同
○山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例施行規則の一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	278
○山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める 条例施行規則の一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	280
○山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例施行規則等の一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	281
○山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める 条例施行規則等の一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	288
○山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の 一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	295
○山形県立子ども医療療育センター管理規則の一部を改正する規則……………	(障がい福祉課) ……	297
○山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を 改正する規則……………	( 同 ) ……	同
○山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則……………	( 同 ) ……	298
○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の 一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	300
○山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の 一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	302
○山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例施行規則の一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	303
○山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の 一部を改正する規則……………	( 同 ) ……	308
○山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則……………	( 同 ) ……	309
○山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則……………	( 同 ) ……	311

- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………（産業技術イノベーション課）…313
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…314
- 置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則……………（文化スポーツ振興課）…同
- 山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…318

**告 示**

- 県議会定例会の閉会……………（財政課）…322
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………（高齢者支援課）…同
- 介護保険法による指定研修実施機関の指定……………（同）…同
- 平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部改正……………（産業技術イノベーション課）…323
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（農業技術環境課）…同
- 山形県資源管理方針の変更……………（庄内総合支庁水産振興課）…325
- 基本測量の実施の通知……………（農村計画課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（最上総合支庁農村計画課）…326
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部改正……………（県土利用政策課）…同
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…327
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防・災害対策課）…同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（同）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（同）…328

**教育委員会関係**

**規 則**

- 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………同

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………329
- 政治団体の解散……………330
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………331

**人事委員会関係**

**規 則**

- 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………同

**企業局関係**

**規 程**

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………332

告 示

○県民ゴルフ場の利用料金…………… 同

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………333

公 告

○令和6年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）…334

○令和4年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（監査委員）…335

○財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（ 同 ）… 同

正 誤

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「農林大学校」を「東北農林専門職大学、農林大学校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行」を「及び条例の施行」に改める。

第2条第1項に次の2号を加える。

(12) 条例第2条の2第2項の規定による許可証の書換え交付に関する事。

(13) 条例第2条の2第3項の規定による許可証の再交付に関する事。

第3条中「省令」を「省令、条例」に改める。

第7条を次のように改める。

（許可証）

第7条 条例第2条の2第1項の許可証は、別記様式第2号によるものとする。

第7条の次に次の2条を加える。

（許可証の書換え交付の申請）

第7条の2 条例第2条の2第2項の規定による許可証の書換え交付の申請は、別記様式第2号の2による申請書に許可証を添えて行うものとする。

（許可証の再交付の申請）

第7条の3 条例第2条の2第3項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第2号の3による申請書により行うものとする。この場合において、許可証を破り、又は汚した許可業者は、申請書に当該許可証を添えな

ければならない。

- 2 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、速やかに、これを所轄保健所長に返納しなければならない。

別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2

県証紙  
貼付欄

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

食品営業許可証書換え交付申請書

下記のとおり食品営業許可証の書換え交付を受けたいので、食品衛生法施行条例第2条の2第2項の規定により申請します。

記

施設 の 所 在 地			
施設 の 名 称			
営 業 の 種 類			
許可番号及び許可年月日			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			

備考 許可証を添付すること。

様式第2号の3

県証紙  
貼付欄

年 月 日

保健所長 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

食品営業許可証再交付申請書

下記のとおり食品営業許可証の再交付を受けたいので、食品衛生法施行条例第2条の2第3項の規定により申請します。

記

施設 の 所 在 地	
施設 の 名 称	
営 業 の 種 類	
許可番号及び許可年月日	
再 交 付 申 請 の 理 由	

備考 許可証を破り、又は汚した場合は、その許可証を添付すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項委任事項の欄第9項第1号に次のように加える。  
  - ヲ 食品衛生法施行条例（以下この項において「条例」という。）第2条の2第2項の規定による許可証の書換え交付に関する事
  - ワ 条例第2条の2第3項の規定による許可証の再交付に関する事

山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年3月県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(安全計画)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める安全に関する事項は、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項とする。

（苦情への対応）

第4条 女性自立支援施設は、条例第9条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第5条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（職員の配置の基準）

第6条 条例第10条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

（設備の基準）

第7条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第12条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

- イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。
  - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備 次に掲げる基準

- イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（居室の入所人員）

第8条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

（食事の提供）

第9条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第10条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、条例第5条第1項に規定する計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（保健衛生）

第11条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

第12条 条例第14条第2項の規則で定める措置は、当該女性自立支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施することとする。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第13条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条に規定する給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 入所に係る金銭をその他の財産と区分すること。

(2) 入所に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（関係機関との連携）

第14条 女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター、同法第11条第1項に規定する女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第12条第1項に規定する児童相談所、保健所、医療機関、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センター、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体その他の関係機関及び同法第8条に規定する母子・父子自立支援員、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第15条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止）

2 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第13号）は、廃

止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第7条第2項第1号イ及び第8条第1項の規定にかかわらず、当分の間、前項の規定による廃止前の山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第5条第2項第1号イ及び第6条の規定の例によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第10号

### 山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例（令和6年3月県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与申請の手続）

第2条 条例第1条に規定する返還資金（以下「返還資金」という。）の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第2号に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の返還の債務の額を証明する書類
- (2) 勤務先を証明する書類
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) 次条第1項に規定する保証人の印鑑証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

（保証人）

第3条 返還資金の貸与を受けようとする者は、知事が適当と認める保証人（以下「保証人」という。）2人を立てなければならない。

- 2 保証人は、返還資金の貸与を受けた者と連帯して返還資金の返還の債務を負担するものとする。
- 3 返還資金の貸与を受けている者、条例第6条第1項の規定により返還資金を返還しなければならない者（以下「返還義務者」という。）又は条例第7条の規定により債務の履行の猶予を受けている者（以下「猶予者」という。）が保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸与の決定）

第4条 知事は、第2条に規定する申請書等の提出があった場合において、当該申請書等の審査により返還資金を貸与することが適当であると認めるときは、返還資金を貸与することを決定する。

- 2 知事は、前項の規定により返還資金を貸与することを決定したときは、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（業務従事期間の計算）

第5条 条例第4条第1項に規定する業務従事期間（以下「業務従事期間」という。）は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。ただし、期間の終了した月において再び期間が開始することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。

（返還資金の額の決定の申請手続）

第6条 返還資金の貸与を受けている者は、毎年度、知事が定める日までに、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与額決定申請書（別記様式第5号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還資金の額の決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、当該申請書等の内容を審査し、返還資金の額を決定する。

- 2 知事は、前項の規定により返還資金の額を決定したときは、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与額決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

（借用証書）



第8条 返還資金の貸与を受けている者は、返還資金の貸与を受けたときは、借用証書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（業務従事状況等の報告）

第9条 返還資金の貸与を受けた者は、毎年（返還資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）4月15日までに次に掲げる書類（前年度において返還資金の貸与を受けていない者にあつては、第2号に掲げる書類を除く。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 前年度における業務の従事状況を証明する書類
- (2) 前年度において奨学金の返還の債務の履行のため負担した額を証明する書類  
（返還資金の貸与を継続する期間）

第10条 条例第5条第2項の規則で定める期間は、同項各号に規定する事由により県内の病院において薬剤師の業務に従事しない期間とする。ただし、同項第1号又は第2号に規定する事由による場合にあつては、当該期間は、通算して72箇月を超えることができない。

（返還）

第11条 条例第6条第1項の規定による返還資金の返還は、月賦による均等払いの方法により行わなければならない。ただし、当該返還資金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 返還義務者が返還資金の返還を開始するときは、山形県病院薬剤師奨学金返還資金返還明細書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請手続）

第12条 条例第7条の規定による債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日（当該事由が条例第6条第1項に掲げる事由が生じた日前に生じたときは、同項に規定する事由が生じた日）から起算して20日以内に山形県病院薬剤師奨学金返還資金返還猶予申請書（別記様式第9号）に当該事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還の猶予期間の限度）

第13条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、72箇月とする。ただし、条例第5条第2項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受けた場合にあつては、当該期間は、同項の期間と通算して72箇月を超えることができない。

（返還の免除の申請手続）

第14条 条例第8条の規定による債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、山形県病院薬剤師奨学金返還資金返還債務免除申請書（別記様式第10号）に当該事由に該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（届出）

第15条 返還資金の貸与を受けている者、返還義務者及び猶予者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 県内の病院において薬剤師の業務に従事しなくなったとき。
- (3) 県内の病院において薬剤師の業務への従事を再開したとき。
- (4) 就業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 勤務先を変更したとき。
- (6) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

（保証人による手続）

第16条 保証人は、返還資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 第11条第2項、第12条、第14条及び前条の規定による手続は、返還資金の貸与を受けた者が死亡又は心身の故障等により自らその手続を行うことができないときは、保証人が行うものとする。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記  
様式第1号

(表)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与申請書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな 氏 名		男・女	生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号		電話番号 ( )	
薬剤師名簿 登録番号	第 号	薬剤師名簿 登録年月日	年 月 日	
勤 務 先	名 称			
	所 在 地			
	従 事 開 始 日	年 月 日		
	採 用 職 種			
借 入 奨 学 金	奨 学 金 名			
	借 入 総 額	円		
	返 還 済 額	円		
	返 還 残 額 (未返還額)	円		
	借 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
貸 与 希 望 期 間	年 月 日から 箇月			
他の奨学金返還 支援制度との 併 用 希 望	併用希望の有無	有 ・ 無		
	併用希望の制度名			

(裏)

保証人になる者に関する事項	ふ り が な 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所	郵便番号	郵便番号
		電話番号 ( )	電話番号 ( )
	職 業		
	勤 務 先		
	本 人 と の 関 係		
本人と生計を一にする者の該当の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	

様式第2号

誓 約 書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金の貸与を受けるにつきましては、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例及び山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例施行規則を守り、山形県内の病院に薬剤師として勤務することを誓います。

なお、同条例の規定により山形県病院薬剤師奨学金返還資金を返還しなければならないときは、返還期限までに確実に返還します。

年 月 日

住 所  
氏 名 ⑩

山形県知事 殿

上記の者が貸与を受ける山形県病院薬剤師奨学金返還資金については、本人と連帯して返還の債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人  
住 所  
氏 名 ⑩

連帯保証人  
住 所  
氏 名 ⑩

山形県知事 殿

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

貸与決定番号  
住 所  
氏 名

保証人変更承認申請書

連帯保証人を次のとおり変更したいので、申請します。

- 1 変更前の連帯保証人の氏名
- 2 変更後の連帯保証人に関する事項

ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	郵便番号 電話番号 ( )
職 業	
勤 務 先	
本人との関係	

- 3 変更予定年月日及び変更の理由

年 月 日

理 由

上記の者が貸与を受ける（受けた）山形県病院薬剤師奨学金返還資金に係る債務については、本人と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人  
住 所  
氏 名

㊞

山形県知事 殿

様式第4号

第 号  
年 月 日

様

山形県知事

印

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与決定通知書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金を貸与することを、下記により決定しましたので通知します。

記

- 1 住所  
氏名
- 2 貸与決定番号
- 3 連帯保証人の氏名
  - (1)
  - (2)
- 4 返還資金の額  
返還資金の額については、年度ごとに業務従事状況等を確認し、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の規定により、そのつど決定して通知します。
- 5 貸与期間 年 月 日から翌年の3月31日まで
- 6 知事が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合は、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとします。次年度以降においても同じです。

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

貸与決定番号  
住 所  
氏 名

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与額決定申請書

年度分の山形県病院薬剤師奨学金返還資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、貸与額以上の奨学金を同年度末まで返還します。

勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
	業 務 従 事 期 間 (見込期間を含む。)	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
	※業務に従事して いない 期 間 (見込期間を含む。)	年 月 日から 年 月 日まで
	※業務に従事して いない 理 由	
奨 学 金 の 返 還 状 況	奨 学 金 名	
	前年度末返還残額	円
	当該年度返還額 (見込額を含む。)	円
	当年度末返還残額 (見込額)	円
他の奨学金 返還支援制度と の 併 用	併 用 の 有 無	有 ・ 無
	※併用する制度で 返 還 す る 額	円
年度分貸与申請額		円

備考 ※欄は、該当する場合のみ記載すること。

様式第6号

第 号  
年 月 日

様

山形県知事

印

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与額決定通知書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金の貸与額を、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与額決定申請書により申請した内容に変更があった場合は、速やかに申し出、金額が減額となる場合は、その金額を返還して下さい。

記

- 1 年度奨学金返還資金貸与額 金 円
- 2 振込予定日 年 月 日

様式第7号

年 月 日

山形県知事 殿

貸与決定番号

住 所

氏 名

印

借 用 証 書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の規定に基づき、下記のとおり山形県病院薬剤師奨学金返還資金を借用しました。

記

借用金額 金 円  
ただし、年 月 日受領分として

上記資金の貸与につき、山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の規定を承知の上、連帯して返還債務を履行する責めを負います。

連帯保証人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

貸与決定番号  
住 所  
氏 名

山形県病院薬剤師奨学金返還資金返還明細書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例に基づき貸与を受けた返還資金について、次のとおり返還します。

貸与を受けた者の氏名			
勤 務 先			
返 還 す べ き 額	円	貸 与 総 額	円
		利 息 額	円
		返 還 済 額	円
		返 還 免 除 額	円
貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで（計 箇月）		
貸与を受けていない期間の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで（計 箇月）		
返 還 の 理 由			
上記の事由が生じた年月日	年 月 日		
返 還 方 法	月賦又は一括の別	月 賦 ・ 一 括	
	返 還 予 定 期 日	毎月 日 ・ 月 日	
	返 還 に 要 する 期 間	年 月 から 年 月 まで（計 箇月）	
	月 賦 の 額	円	



様式第9号

年 月 日

山形県知事 殿

貸与決定番号  
住 所  
氏 名

山形県病院薬剤師奨学金返還資金返還猶予申請書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例に基づき、山形県病院薬剤師奨学金返還資金の返還の債務の履行を猶予願いたく申請します。

貸与を受けた者の 氏 名			
勤 務 先			
猶予を受けようと す る 額	円	貸 与 総 額	円
		利 息 額	円
		返 還 済 額	円
		返 還 免 除 額	円
猶予を受けようと す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (計 箇月)		
申 請 理 由			

様式第10号

年 月 日

山形県知事 殿

貸与決定番号  
住 所  
氏 名

山形県病院薬剤師奨学金返還資金返還債務免除申請書

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例に基づき、山形県病院薬剤師奨学金返還資金の返還の債務の免除を受けたいので申請します。

貸与を受けた者の氏名			
免除を受けようとする額	円	貸 与 総 額	円
		利 息 額	円
		返 還 済 額	円
		返 還 未 済 額	円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（計 箇月）		
薬剤師名簿登録番号	第 号	薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日	年 月 日
貸与を受けてない期間の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで（計 箇月）		
返還猶予期間の有無及び期間	有 ・ 無 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで（計 箇月）		
申 請 理 由			

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則

医療法施行条例施行規則（平成25年2月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第12号

##### 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第13号

##### 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第1項第4号中「第20条第2項」を「第20条第7項」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第27条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第20条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、第1項に規定する協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第21条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、第7条第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第27条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

##### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号の改正規定及び第27条第1項の改正規定（「、交付」を削る部分を除く。）は公布の日から、第21条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から

施行する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第14号

##### 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第18条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第18条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、前項に規定する協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

##### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の第18条第1項の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第15号

##### 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の2」を「第25条の3」に改める。

第7条に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定によ

り公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第17条の2中「医師」を「医師及び第22条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て当該医師及び協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第22条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第22条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、前項に規定する協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 特別養護老人ホームは、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第25条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上そ

他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第31条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するように努めなければならない。

第33条中「第25条の2」を「第25条の3」に改める。

第35条第11項を次のように改める。

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第35条第12項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「」、「」という。）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「」を削る。

第38条中「第25条の2」を「第25条の3」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第22条第1項（新規則第33条、第38条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第25条の3第1項（新規則第33条、第38条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第16号

##### 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第10項中「」第131条第4項」を「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第131条第4項」に改め、同条に次の3項を加える。

11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われる

と認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第5条第1項第3号中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同項第4号中「第29条第2項」を「第29条第6項」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第47条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第21条の2中「医師」を「医師及び第29条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第22条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第29条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。  
(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。  
(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第29条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、前項に規定する協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第30条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第5条第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第35条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第44条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第47条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第2号及び第47条第1項の改正規定は公布の日から、第30条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第29条第1項（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第35条の3第1項（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第17号

##### 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項第3号を次のように改める。

（3）病院 栄養士又は管理栄養士（病床数が100床以上の病院の場合に限る。）

第6条第1項第3号中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同項第4号中「第30条第2項」を「第30条第6項」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第47条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第16条第1項中「協力病院」を「第30条第1項に規定する協力医療機関」に改める。

第23条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第30条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。

（1）入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しているこ



と。

- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第30条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、前項に規定する協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第31条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、第6条第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第35条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

- 2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第44条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第47条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号及び第47条第1項の改正規定は公布の日から、第31条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第30条第1項（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第35条の3第1項（新規則第46条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

**山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則**

（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第143条」を「第142条の2」に改める。

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第196条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第25条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、第4条第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第12条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第28条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第54条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第41条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第55条の2に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第75号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月県条例第21号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第57条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第59条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第49条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第57条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第73条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第66条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条中「同条第3号中」を「同条第4号中」に、「同条第4号中」を「同条第5号中」に改める。

第91条に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第93条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項

を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第96条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第90条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第102条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第102条の2 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第113条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第113条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第117条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第117条の2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第122条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第128条中「第103条」を「第102条の2」に改める。

第129条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とする。

第131条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第132条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第132条の2 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第140条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第142条中「及び第113条」を「、第113条及び第113条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（設備）

第142条の2 条例第127条第1項第2号に規定する設備その他のユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ニ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準

(イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ハ) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準

(イ) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ロ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所 次に掲げる基準

(イ) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ロ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 条例第127条第1項第3号に規定する設備その他のユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 病室 次に掲げる基準

(イ) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ニ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準

(イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ハ) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準

(イ) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ロ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所 次に掲げる基準

(イ) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ロ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 第1項第2号から第4号まで及び前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号口の共同生活室は、医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号）第7条第3号に規定する食堂とみなす。

5 第2項第1号口の共同生活室は、医療法施行条例第9条第2号に規定する食堂とみなす。

第143条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化のための措置）

第143条の2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第148条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第149条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第151条に次の1項を加える。

9 指定特定施設入居者生活介護事業者が次の各号のいずれにも該当する場合における第1項第2号イ及び第2項第2号イの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第168条において準用する第113条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第159条の次に次の1条を加える。

第159条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行

わなければならない。

第165条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、第1項に規定する協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第168条中「及び第106条」を「、第106条及び第113条の2」に改める。

第180条第1項中「を作成」を「の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成」に改め、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、」を「モニタリングの結果を踏まえ、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第184条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第186条において準用する第4条第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第185条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第154条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第186条及び第188条中「「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」を削る。

第193条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第194条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第165条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第195条中「「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」を削る。

第196条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年3月県規則第14号）を次のように改める。

附則第2項を次のように改める。

- 2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の2（新規則第65条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第4条第2項第2号の改正規定及び第196条第1項の改正規定公布の日

- (2) 第1条中指定居宅サービス等基準規則第54条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、第55条の2に1項を加える改正規定、第57条中第5項の改正規定、同項を同条第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定、第59条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第64条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第91条に1項を加える改正規定、第93条中第6項の改正規定、同項を同条第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定、第96条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定及び附則第5項から第7項までの規定 令和6年6月1日

- (3) 第1条中指定居宅サービス等基準規則第25条に1項を加える改正規定及び第184条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第102条の2第1項（第124条の3及び第128条において準用する場合を含む。）、第117条の2第1項、第132条の2第1項及び第143条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第113条の2第1項（新規則第124条、第124条の3、第128条、第142条（新規則第150条において準用する場合を含む。）及び第168条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

- 4 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第159条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第94条第1項又は第107条第1項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項本文の指定を受けているものを除く。）については、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の前日までに、次の事項を記載した申出書を知事に提出して行う別段の申出を行ったとき又はその指定の時に法第77条第1項、第115条の35第6項若しくは第115条の44の2第8項の規定により法第41条第1項本文の指定を取り消されているときは、この限りではない。

- (1) 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

- (2) 当該申出に係る居宅サービスの種類

- (3) 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第41条第1項本文の指定

を不要とする旨

- 6 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第41条第1項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、法第94条の2第1項若しくは第108条第1項の規定により許可の効力が失われたとき又は法第104条第1項、第114条の6第1項、第115条の35第6項若しくは第115条の44の2第8項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。
- 7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に法第94条第1項又は第107条第1項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項本文の指定を受けているものに限る。）については、前2項の規定を準用する。この場合において、第5項の規定中「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に」とあるのは「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以降の訪問リハビリテーションに係る法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間の満了の日に現に」と、「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日に」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日に」と、「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の前日」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第19号

##### 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

- 第1条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第138条」を「第137条の2」に改める。

第37条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第194条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第41条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第37条の2第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第43条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第54条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第55条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第55条第1項中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。



(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第55条第2項中「第12号」を「第14号」に、「前項第13号」を「前項第15号」に改め、同条第3項中「及び第10号から第13号まで」を「、第9号及び第12号から第15号まで」に改める。

第57条の2に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第75号。第83条第4項において「介護老人保健施設等基準条例」という。）第3条又は山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月県条例第21号。第83条第4項において「介護医療院等基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第60条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次条第10号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条第1項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に、「担当職員」を「担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に改め、同項中第12号を第15号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(10) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第61条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該リハビリテーションの情報を把握すること。

第61条第3項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第4項中「第1項第12号」を「第1項第15号」に改める。

第66条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第67条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第67条第1項中第7号を第9号に、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第67条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第67条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規

定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設等基準条例第3条又は介護医療院等基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第87条第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第88条第10号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第88条第1項中第11号を第14号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(10) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第88条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第88条第2項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第3項中「第10号」を「第13号」に、「第1項第11号」を「第1項第14号」に改める。

第96条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第96条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第99条中「第2条」を「第2条第1項」に、「担当職員」を「担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第100条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第113条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第114条の次に次の1条を加える。

(準用)

第114条の2 第96条の2の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第123条中「第97条」を「第96条の2」に改める。

第124条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、第5号を第4号とする。

第126条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第127条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第127条の2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第129条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症患者療養病棟」を削る。

第137条の次に次の1条を加える。

(設備)

第137条の2 条例第121条第1項第2号に規定する設備その他のユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

イ 病室 次に掲げる基準

- (イ) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。
- (ニ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準

- (イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とする。
- (ハ) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準

- (イ) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ロ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

ニ 便所 次に掲げる基準

- (イ) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ロ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする。

(3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

2 条例第121条第1項第3号に規定する設備その他のユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

イ 病室 次に掲げる基準

- (イ) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (ロ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ハ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。

(ニ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準

(イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ハ) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準

(イ) 病室ごとに設ける、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ロ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所 次に掲げる基準

(イ) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ロ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 第1項第2号から第4号まで及び前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号ロの共同生活室は、医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号）第7条第3号に規定する食堂とみなす。

5 第2項第1号ロの共同生活室は、医療法施行条例第9条第2号に規定する食堂とみなす。

第140条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第141条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用）

第141条の2 第127条の2の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第147条に次の1項を加える。

9 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が次の各号のいずれにも該当する場合における第1項第2号イ及び第2項第2号イの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第164条において準用する第100条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第153条の2を第153条の3とし、第153条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第153条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計

画的に行わなければならない。

第156条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、第1項に規定する協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第164条中「及び第105条」を「、第100条の2及び第105条」に改める。

第179条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第183条において準用する第37条の2第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第180条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

  - (2) 第181条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第181条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

  - (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
  - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第181条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

  - (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第182条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項を次のように改める。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第190条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

  - (2) 第191条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第191条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第191条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第192条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第194条中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第41条の2の2（新規則第68条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第37条の2第2項第2号の改正規定及び第194条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中指定介護予防サービス等基準規則第54条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、第55条第1項中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に2号を加える改正規定、同条第2項及び第3項の改正規定、第57条の2に1項を加える改正規定、第60条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第61条第1項中第12号を第15号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に2号を加える改正規定、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、同条第3項及び第4項の改正規定、第66条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第67条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げる改正規定、同項第3号の改正規定、同号を同項第5号とし、第2号の次に2号を加える改正規定、同条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に2号を加える改正規定、同条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号と

し、第2号の次に2号を加える改正規定、第83条に1項を加える改正規定、第87条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第88条第1項中第11号を第14号とし、第8号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に2号を加える改正規定、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、同条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第5項から第7項までの規定 令和6年6月1日

- (3) 第1条中指定介護予防サービス等基準規則第41条の3に1項を加える改正規定及び第179条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第96条の2第1項（新規則第114条の2、第119条の3及び第123条において準用する場合を含む。）及び第127条の2第1項（新規則第141条の2において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第100条の2第1項（新規則第119条の3及び第123条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。
- 4 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第153条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第94条第1項又は第107条第1項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（介護予防訪問リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定を受けているものを除く。）については、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる介護予防訪問リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の前日までに、次の事項を記載した申出書を知事に提出して行う別段の申出を行ったとき又はその指定の時に法第115条の9第1項、第115条の35第6項若しくは第115条の44の2第8項の規定により法第53条第1項本文の指定を取り消されているときは、この限りではない。
- (1) 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所
- (2) 当該申出に係る介護予防サービスの種類
- (3) 前号に係る介護予防サービスについて指定介護予防サービス事業者とみなされる者に係る法第53条第1項本文の指定を不要とする旨
- 6 前項の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者に係る法第53条第1項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、法第94条の2第1項若しくは第108条第1項の規定により許可の効力が失われたとき又は法第104条第1項、第114条の6第1項、第115条の35第6項若しくは第115条の44の2第8項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。
- 7 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に法第94条第1項又は第107条第1項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（介護予防訪問リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定を受けているものに限る。）については、前2項の規定を準用する。この場合において、第5項の規定中「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に」とあるのは「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以降の介護予防訪問リハビリテーションに係る法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間の満了の日に現に」と、「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日に」とあるのは「介護予防訪問リハビリテーションに係る法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日に」と、「附則第1項第2号に掲げる規定の施行の前日」とあるのは「介護予防訪問リハビリテーションに係る法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第20号

## 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同項第4号中「第31条第2項」を「第31条第6項」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第49条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第17条第1項中「協力病院」を「第31条第1項に規定する協力医療機関」に改める。

第24条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第31条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第31条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、前項に規定する協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、同項に規定する協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第32条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、第6条第1項各号に掲げる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。第36条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第36条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

- 2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

第46条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第49条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号及び第49条第1項の改正規定は公布の日から、第32条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。



（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第31条第1項（新規則第48条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新規則第36条の3第1項（新規則第48条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

山形県立子ども医療療育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第21号

山形県立子ども医療療育センター管理規則の一部を改正する規則

山形県立子ども医療療育センター管理規則（昭和57年7月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

障がい者療養介護部門		を
医療型障がい児入所施設親子入所部門	10	
福祉型児童発達支援センター部門	30	
医療型児童発達支援センター部門	30	

障がい者療養介護部門		に改める。
医療型障がい児入所施設親子入所部門		
児童発達支援センター部門	40	

第3条第4号を次のように改める。

(4) 児童発達支援センター部門

小学校就学の始期に達するまでの障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）で、通所によつて療育の効果が得られると認められるもの  
第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第22号

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式（表）中

生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄 )	を削
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )	
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態 )	
初回から前回までの入院回数	計 回	
過去12か月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 ( i 月単位、 ii 数か月単位、 iii 盆や正月) 3 なし	

り、「過去12か月間に」を「過去12か月間の病状又は状態像の経過の概要及び過去12か月間に」に、「退院へ向けた取り組み」を「治療方針」に、「診断した」を「診察した」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項第2項中「第33条の7第2項の」を「第33条の6第2項の」に、「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改め、同記載上の留意事項中第3項から第6項までを削り、第7項を第3項とし、第8項を第4項とし、第9項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 診察した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。  
別記様式（裏）記載上の留意事項中第10項を第7項とする。

**附 則**

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第23号**

**山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第63条－第65条）」を「第11章 削除」に、「第14章 雑則（第82条）」を「第14章 里親支援センター（第82条・第83条）  
第15章 雑則（第84条）」に改める。
- 第4条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。
- 第16条中「、乳幼児」を「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児」に改める。
- 第18条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。
- 第23条中「、母子」を「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子」に改める。
- 第26条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する婦人相談所」を「里親支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センター」に改める。
- 第41条中「、児童」を「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童」に改める。
- 第44条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。
- 「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第57条を次のように改める。

（設備の基準）

第57条 条例第51条第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（1）発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

（2）遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第58条第3項及び第4項を削る。

第59条及び第60条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第61条及び第62条を次のように改める。

第61条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第62条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第63条から第65条まで 削除

第69条中「、児童」を「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童」に改める。

第72条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第77条中「、児童」を「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童」に改める。

第80条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第82条を第84条とする。

第14章を第15章とし、第13章の次に次の1章を加える。

第14章 里親支援センター

（業務の質の評価等）

第82条 里親支援センターは、その行う法第44条の3第1項に規定する業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第83条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な他児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者への支援に当たらなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、改正後の第57条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、改正後の第58条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

4 この規則の施行の際現に存する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年3月県条例第25号）による改正前の山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号。以下「旧条例」という。）第51条第1項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設備については、改正後の第57条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この規則の施行の際現に存する旧条例第51条第1項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発

達支援センター及び同項第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置くべき職員については、改正後の第58条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第24号

##### 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

##### 「第3章 医療型児童発達支援

目次中 第1節 人員に関する基準（第48条） を「第3章 削除」に改める。  
 第2節 設備に関する基準（第49条）  
 第3節 運営に関する基準（第50条―第54条）」

第2条第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 条例第7条第3項に規定する従業者の員数は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数とする。

第4条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「、第3項第1号」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）及び第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第4条第8項中「前項」を「前2項」に改める。

第6条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第7条ただし書を削り、同条第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第18条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第19条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第20条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第20条の2第1項中「第15条第3項」を「第15条第5項」に、「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同条第2項中「前項の規定による評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第20条の3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、指定児童発達支援プログラム（条例第15条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第21条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、そ

の最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の」を「条例第15条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた指定児童発達支援の」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第8項中「に交付」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付」に改める。

第22条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第24条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第29条中「又は特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第33条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第34条中「指定児童発達支援事業者」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）」に改める。

第44条中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第48条から第54条まで 削除

第57条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第61条中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第62条の2第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与、」を「及び知識技能の習得並びに」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第62条の6中「第21条から」を「第20条の3から」に、「第35条まで、第37条、第38条、第39条第1項、」を「第38条まで、第39条第1項及び」に改め、「及び第53条の2」を削り、「、第35条第1項第1号」を「、同条第4項中「第15条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」とあるのは「第15条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第35条第1項第1号」に、「第42条第2号」を「第36条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第42条第2号」に改める。

第67条中「第19条、第20条」を「第19条から第20条の2まで」に、「第37条、第38条」を「第35条の2から第38条まで」に改め、「、第53条の2」を削り、「第21条及び」を「第20条の2第1項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第2項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第21条及び」に、「読み替える」を「、第21条第4項中「第15条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第36条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第68条第1項中「第3項及び第6項」を「第2項及び第4項」に、「第48条並びに」を「並びに」に改め、「並びに第62条の2第1項」を削り、「、第3項第1号及び第6項」を「及び第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に、「第48条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第7項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第69条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第54条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## （経過措置）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が指定児童発達支援の事業を行う事業所の設備については、新規則第7条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和6年3月県条例第26号）による改正前の指定通所基準条例第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。以下同じ。）に置くべき従業者については、新規則第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この規則の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備については、新規則第7条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新規則第20条の3（新規則第42条の5、第45条、第59条、第59条の2、第62条及び第62条の6において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新規則第20条の3中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第25号

## 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第18条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条の次に次の1条を加える。

## （移行支援計画の作成等）

第18条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 5 前条第3項及び第5項から第8項までの規定は、第2項の移行支援計画の作成について準用する。
- 6 前条第3項、第5項から第8項まで及び第10項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項の移行支援計画の変更について準用する。  
第19条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。  
第22条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。  
第34条に次の2項を加える。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。  
第42条第1号を次のように改める。  
(1) 入所支援計画及び移行支援計画  
第43条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第26号

##### 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第117条の4」を「第117条の5」に改める。

第19条第2項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付」に改める。

第23条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」を「利用者及び指定特定相談支援事業者等」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に

は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第47条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第62条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第68条の2第1項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第94条第2項中「交付しなければ」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければ」に改める。

第96条中「第22条」を「第22条、第23条第4項」に改める。

第113条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第117条中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第8章第2節中第117条の4を第117条の5とする。

第117条の3中「第74条の3第3号」を「第74条の4第3号」に改め、同条を第117条の4とし、第117条の2の次に次の1項を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第117条の3 条例第74条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。以下同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第86条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第118条第1項第1号中「機能訓練室」を「機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」に、「指定通所介護等」を「指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に、同項第2号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に、「当該指定通所介護事業所等」を「当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所」に、「指定通所介護等」を「指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に改める。

第118条の2の次に次の1項を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第118条の3 条例第75条の3第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 条例第75条の3第1項各号に掲げる従業者の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。
  - イ 管理者 1以上
  - ロ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員 当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
    - (イ) 利用者の数が10人以下 1以上



(㊦) 利用者の数が11人以上 利用者の数を10で除した数以上

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 前項第2号ロに掲げる指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる者でなければならない。

第125条及び第134条中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第146条中「第115条」を「第115条、第139条第6項」に、「第140条第1項」を「第139条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第145条第1項の工賃」と、第140条第1項」に改める。

第149条中「第115条」を「第115条、第139条第6項」に、「第140条第1項」を「第139条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第148条第1項の工賃」と、第140条第1項」に改める。

第149条の3に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第149条の9第1項第2号を次のように改める。

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数  
イ サービス管理責任者が常勤である場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(イ) 利用者の数が60以下 1以上

(㊦) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(イ) 利用者の数が30以下 1以上

(㊦) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第149条の10の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に、「より」を「より、又はテレビ電話装置等を活用して」に改める。

第149条の12中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第150条の3第3項中「援助を」を「援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第150条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

第150条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第150条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

4 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項、第4項及び前項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第152条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第1項に規定する協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第153条中「、第59条」を削る。

第153条の6の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の協議会等における」に改め、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「以下」を「以下この条において」に、「実施状況等」を「実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第153条の7中「、第59条」を削る。

第153条の14中「、第59条」を削り、「第150条の6まで」を「第150条の7まで」に改める。

第154条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第158条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第159条中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第160条中「第117条の4」を「第117条の5」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第7項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第11項及び第12項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 就労移行支援（第128条―第134条）」を

「第9章の2 就労選択支援（第127条の2―第127条の7）」に改める。

第10章 就労移行支援（第128条―第134条）」

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

（就労選択支援員）

第127条の2 条例第82条の4第1項の規則で定める者は、省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

第127条の3 条例第82条の4第1項の就労選択支援員の員数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第127条の4 第64条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

（評価及び整理の実施）

第127条の5 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

5 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第127条の6 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第127条の7 第5条から第15条まで、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第48条、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条（第1項第1号を除く。）、第67条、第68条、第69条から第74条まで、第114条及び第123条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「第14条」とあるのは「第82条の8において準用する条例第41条」と、第15条第2項中「次条第1項」とあるのは「第127条の7において準用する第114条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第127条の7において準用する第114条第2項」と、第60条第1項第2号中「第42条第1項」とあるのは「第127条の7において準用する第14条第1項」と、同項第3号中「第53条」とあるのは「第127条の7において準用する第71条」と、同項第4号中「第35条」とあるのは「第82条の8」と、第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第127条の7」と、第74条第1項第3号中「前条」とあるのは「第127条の7において準用する前条」と、第123条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第133条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第133条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第144条中「及び第115条」を「、第115条及び第133条の2」に改める。

第146条及び第149条中「第115条」を「第115条、第133条の2」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第150条の7（新規則第153条の14において準用する場合を含む。）及び第153条の6の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第3項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第27号****山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第3項並びに第5条第1項第1号及び第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第28条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第29条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下この条において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第28条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「担当者等」を「担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）」に、「次項において」を「以下」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第29条の次に次の2条を加える。

**（地域との連携等）**

第29条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
- 4 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 6 第2項、第4項及び前項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第29条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 第1項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第55条を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第2項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、改正後の第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第28号

##### 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第41条―第44条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第41条―第44条）」に改める。

第5章の2 就労選択支援（第44条の2―第44条の6）」

第10条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第11項中「第8項まで」を「第9項まで」、「第8項に」を「第10項に」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」を「利用者及び当該利用者又は障

害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第26条第1項第3号及び第4項並びに第37条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第40条及び第44条中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

#### 第5章の2 就労選択支援

（就労選択支援員）

第44条の2 条例第35条の4第1項第2号の規則で定める者は、省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

（職員の配置）

第44条の3 条例第35条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）管理者 1

（2）就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の職務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（評価及び整理の実施）

第44条の4 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

5 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第44条の5 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・

生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第44条の6 第4条（第2項第1号を除く。）、第7条から第9条まで、第12条、第17条から第19条まで、第19条の3から第23条まで、第25条、第28条及び第30条から第35条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第35条の6において準用する条例第14条第2項」と、同項第3号中「第20条第1項」とあるのは「第44条の6において準用する第20条第1項」と、同項第4号中「第22条第1項」とあるのは「第44条の6において準用する第22条第1項」と読み替えるものとする。

第50条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第50条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第51条中「から第25条まで」を「から第23条まで、第25条」に、「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第63条中「及び第38条」を「、第38条及び第50条の2」に改める。

第65条中「第38条」を「第38条、第50条の2」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定並びに第50条の2、第63条及び第65条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第29号

##### 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号及び第3項並びに第10条第1項第1号及び第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第22条第2項中「を行い」を「を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第23条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下この条において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第22条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「担当者等」を「担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）」に、「次項において」を「以下」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第23条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第23条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第23条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

4 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

5 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項、第4項及び前項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第23条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第1項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第42条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第23条の2の規定の適用については、同条第2項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、改正後の第23条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。



山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「230円」を「240円」に、「1,320円」を「1,410円」に、「1,290円」を

「1,330円」に、

振動試験装置	1時間	2,610円
冷熱衝撃試験装置	1時間	900円

を

「

振動試験装置	1時間	2,730円
--------	-----	--------

」に、「

1,900円
2,160円
1,950円

」を

「

1,920円
2,200円
2,020円

」に、「

2,700円
6,650円

」を「

2,790円
6,890円

」に、「

8,850円
12,100円
5,870円

」を「

9,210円
12,700円
5,960円

」に、

「

エックス線テレビシステム	30分	1,390円
マイクロフォーカスエックス線検査装置	30分	940円
エックス線CT検査装置	1時間	2,830円
マイクロフォーカスエックス線CTシステム	1時間	7,430円

」を

「

マイクロフォーカスエックス線検査装置	30分	960円
エックス線CT検査装置	1時間	2,850円
マイクロフォーカスエックス線CTシステム	1時間	7,770円

」に、「

3,830円
2,880円
4,310円
2,020円
2,440円

」を

「

3,870円
2,950円
4,360円
2,040円
2,480円

」に、「

1,270円
3,150円

」を「

1,600円
3,290円

」に、「

1,480円
1,300円
1,720円
3,080円

」を「

1,510円
1,310円
1,750円
3,150円

」に、

「

万能測定顕微鏡	30分	590円
---------	-----	------

」を

「

万能測定顕微鏡	30分	630円
---------	-----	------

」に、「2,360円」を「2,380円」に、

「

350円
360円

」を「

390円
400円

」に、「7,320円」を「7,400円」に、「

3,720円
1,920円
2,200円

」を

4,020円	に、「1,330円」を「1,460円」に、「	600円	を「	880円	に、						
2,060円		2,560円		2,750円							
2,360円		2,190円		2,200円							
	5,150円	5,240円									
		3,750円		3,880円							
3,090円	を「3,130円」に、「4,070円」を「4,090円」に、「2,770円」を										
2,860円	に、「	<table border="1"> <tr> <td>光学式膜厚計</td> <td>30分</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>レーザー加工装置</td> <td>1時間</td> <td>1,420円</td> </tr> </table>		光学式膜厚計	30分	650円	レーザー加工装置	1時間	1,420円	を	
光学式膜厚計	30分	650円									
レーザー加工装置	1時間	1,420円									
		<table border="1"> <tr> <td>光学式膜厚計</td> <td>30分</td> <td>650円</td> </tr> </table>		光学式膜厚計	30分	650円	に、「	6,130円			
光学式膜厚計	30分	650円									
					1,130円						
					4,110円						
					3,690円						
					3,170円						
6,570円	に、「2,330円」を「2,350円」に改める。	2,460円	を「2,480円」		に改める。						
1,210円											
4,260円											
3,800円											
3,250円											

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中	4,890円	を	5,150円	に改める。
	2,730円		2,760円	
	7,020円		7,290円	
	3,580円		3,670円	
	15,080円		15,830円	
	16,010円		16,680円	
	6,570円		6,880円	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

置賜文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

置賜文化ホール条例施行規則（平成18年3月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

16,500円	22,000円	22,000円	1時間当たり 8,230円	4,400円	4,710円
24,750円	33,000円	33,000円	1時間当たり 12,340円		
33,000円	44,000円	44,000円	1時間当たり 16,460円		
8,250円	11,000円	11,000円	1時間当たり 4,110円		
780円	1,030円	1,030円	1時間当たり 380円	440円	480円
620円	830円	830円	1時間当たり 300円	440円	480円
530円	730円	730円	1時間当たり 250円	410円	410円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	200円	200円
930円	1,250円	1,250円	1時間当たり 460円	90円	90円
620円	830円	830円	1時間当たり 300円	50円	50円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
380円	510円	510円	1時間当たり 180円	20円	20円
3,920円	5,230円	5,230円	1時間当たり 1,950円	740円	690円
5,880円	7,840円	7,840円	1時間当たり 2,920円		
7,840円	10,460円	10,460円	1時間当たり 3,900円		

を

17,300円	23,100円	23,100円	1時間当たり 8,640円	4,620円	4,940円
25,900円	34,600円	34,600円	1時間当たり 12,900円		
34,600円	46,200円	46,200円	1時間当たり 17,200円		
8,660円	11,500円	11,500円	1時間当たり 4,310円		
810円	1,080円	1,080円	1時間当たり 390円	460円	500円
650円	870円	870円	1時間当たり 310円	460円	500円
550円	760円	760円	1時間当たり 260円	430円	430円
390円	530円	530円	1時間当たり 180円	210円	210円
390円	530円	530円	1時間当たり 180円	210円	210円
970円	1,310円	1,310円	1時間当たり 480円	90円	90円
650円	870円	870円	1時間当たり 310円	50円	50円
390円	530円	530円	1時間当たり 180円	20円	20円
390円	530円	530円	1時間当たり 180円	20円	20円
4,110円	5,490円	5,490円	1時間当たり 2,040円	770円	720円
6,170円	8,230円	8,230円	1時間当たり 3,060円		
8,230円	10,900円	10,900円	1時間当たり 4,080円		

に改め、同別表第2項の

表中

3,970円	を	4,160円	に、	1,560円	を	1,630円	に、
6,270円		6,570円		2,080円		2,180円	
				1,030円		1,080円	
				830円		870円	

  

100円	を	100円	に、	730円	を	760円	に、
200円		210円		2,080円		2,180円	

1,030円	を	1,080円	に、
1,030円		1,080円	
510円		530円	
510円		530円	
50円		50円	

4,180円	を	4,380円	に、
1,030円		1,080円	
5,230円		5,490円	
8,370円		8,760円	
1,560円		1,630円	
4,170円		4,350円	
1,560円		1,630円	
1,030円		1,080円	
1,030円		1,080円	
1,030円		1,080円	
2,610円		2,730円	
1,250円		1,310円	
730円		760円	
730円		760円	
1,030円		1,080円	
1,030円		1,080円	
510円		530円	
510円	を	530円	に、
510円		530円	

1,030円	を	1,080円	に改める。
1,030円		1,080円	
1,030円		1,080円	
1,030円		1,080円	

510円	530円	3,120円	3,270円
510円	530円	1,030円	1,080円
510円	530円	1,030円	1,080円
510円	530円		
1,030円	1,080円		
1,030円	1,080円		
2,080円	2,180円		
300円	310円		
1,250円	1,310円		
2,080円	2,180円		
2,080円	2,180円		
2,080円	2,180円		
2,080円	2,180円		
200円	210円		
1,030円	1,080円		
510円	530円		

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第33号**

**山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県総合文化芸術館条例施行規則（令和元年10月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「施設」を「施設等」に改め、同条中「別表第2の表の区分の欄に掲げる施設の使用の区分に応じて、同表の加算額の欄に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例別表第1第1項に掲げる施設 別表第2の表の区分の欄に掲げる施設の使用の区分に応じて、同表の加算額の欄に掲げる額
- (2) 条例別表第1第2項に掲げる設備 別表第1第1項から第4項までの表の設備名の欄に掲げる設備の使用の区分に応じて、それぞれの表の単位の欄に掲げる単位ごとに、それぞれの表の加算額の欄に掲げる額  
別表第1第1項の表を次のように改める。

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
舞台設備	音響反射板	一式	4,000円	1,300円
	オーケストラピット	一式	4,420円	1,430円
	所作台	一式	6,650円	2,160円
	花道用所作台	一式	2,550円	820円
	仮設鳥屋囲い	一式	510円	160円
	松羽目	一式	1,730円	560円
	平台	1台	110円	30円
	開き足、箱足、木台	1台	50円	10円
	演台	一式	650円	210円
	司会者台	1台	330円	100円
	金びょうぶ	1双	1,320円	420円
	銀びょうぶ	1双	1,320円	420円
	鳥の子びょうぶ	1双	1,320円	420円
	国旗	1枚	100円	30円
	県旗	1枚	100円	30円
	つり 吊看板	一式	500円	160円
	めくり台	1台	110円	30円
	人形立て	1本	50円	10円
	リノリウム	1枚	330円	100円
	地がすり	一式	730円	230円
	しゃ 紗幕	一式	860円	270円
	ひ 緋毛せん	1枚	120円	30円
	紺毛せん	1枚	120円	30円
	長座布団	1枚	220円	70円
	高座用座布団	1枚	220円	70円
	上敷ござ	1枚	110円	30円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	310円	100円
	演奏者用譜面台	1台	160円	50円
	演奏者用椅子	1脚	100円	30円
	譜面灯	1台	70円	20円
	コントラバス用椅子	1脚	110円	30円
	ピアノ椅子	1脚	110円	30円
	ピアノ	グランドピアノ	1台	10,710円
映写設備	ビデオプロジェクター	一式	15,300円	4,970円
	スクリーン	1張	1,730円	560円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,200円	390円
	移動用モニター	1台	500円	160円
音響設備	拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。）	一式	2,660円	860円
	つり 三点吊マイクロホン装置	一式	860円	270円
	移動型スピーカー	1台	350円	110円
	移動型アンプ	1台	510円	160円
	16ch移動型ミキサー	1台	1,520円	490円
	32ch移動型ミキサー	1台	3,040円	980円
ダイレクトボックス	1台	500円	160円	

	コンデンサーマイクロホン	1本	980円	310円
	ダイナミックマイクロホン	1本	860円	270円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,050円	340円
	マイクロホンスタンド	1本	250円	80円
	録音再生機器	1台	1,200円	390円
照明設備	ボーダーライト	1列	1,050円	340円
	アッパーホリゾントライト	1列	1,320円	420円
	ロアーホリゾントライト	1列	1,320円	420円
	サスペンションライト	1列	1,590円	510円
	ブリッジライト	1列	2,380円	770円
	フロントサイドスポットライト	1区間	1,320円	420円
	第1シーリングスポットライト	1列	2,940円	950円
	第2シーリングスポットライト	1列	4,410円	1,430円
	トーメンタルスポットライト	1基	650円	210円
	バルコニースポットライト	1列	1,590円	510円
	フォロースポットライト	1台	3,300円	1,070円
	ストリップライト	1台	120円	30円
	スポットライト（500ワット以下）	1台	220円	70円
	スポットライト（500ワット超1キロワット以下）	1台	330円	100円
	スポットライト（1キロワット超）	1台	440円	140円
	パーライト	1台	330円	100円
	LEDパーライト	1台	550円	170円
	ムービングライト	1台	4,000円	1,300円
	エフェクトスポットライト用効果マシン	1台	650円	210円
	先玉	1個	160円	50円
	ミラーボール	1台	650円	210円
	星球	一式	650円	210円
	スモークマシン	1台	1,320円	420円
	効果器	1台	650円	210円
	カラーフィルタ	1枚	150円	40円
	スタンド	1本	250円	80円
	ラダースタンド	1基	520円	160円
	2連アーム	1本	200円	60円
	平置きベース	1台	50円	10円
	移動型調光ボックス	1台	230円	70円
据置型調光卓	1台	4,000円	1,300円	
移動型調光卓	1台	4,000円	1,300円	
その他	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 70円

別表第1第1項の表の備考第1項中「の額」を「の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額」に改める。

別表第1第2項の表を次のように改める。

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
共通	演奏者用譜面台	1台	90円	20円
	コントラバス用椅子	1脚	110円	30円
	背ありピアノ椅子	1脚	110円	30円
	音響ユニット	一式	2,900円	940円



	移動式スピーカー	1台	330円	100円
	ダイナミックマイクロホン	1本	560円	180円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810円	260円
	マイクロホンスタンド	1本	250円	80円
	ビデオプロジェクター	一式	1,010円	320円
	スクリーン	1張	300円	90円
	シャワー室	1室	500円	160円
	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 70円
スタジオ1	簡易ステージ	1台	270円	80円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	230円	70円
	グランドピアノ	1台	5,350円	1,730円
	LEDパーライト	1台	550円	170円
	調光操作卓	一式	1,220円	390円
スタジオ2	簡易ステージ	1台	270円	80円
	リノリウム	1枚	160円	50円
	グランドピアノ	1台	3,050円	990円
	LEDパーライト	1台	550円	170円
	調光操作卓	一式	1,220円	390円
練習室1	グランドピアノ	1台	3,050円	990円
練習室2	アップライトピアノ	1台	1,000円	320円
練習室4	ドラムセット	一式	910円	290円
	キーボード	一式	910円	290円
	ギターアンプ	1台	910円	290円
	ベースアンプ	1台	910円	290円
	音響ユニット	一式	3,560円	1,150円

別表第1第2項の表の備考第1項中「の額」を「の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額」に改める。

別表第1第3項の表を次のように改める。

設備名	単位	使用料の額	加算額
ビデオプロジェクター	一式	1,010円	320円
スクリーン	1張	300円	90円
持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 70円

別表第1第3項の備考中「は、」を「（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、」に、「の額」を「の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額」に改め、同備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

別表第1第4項の表を次のように改める。

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 70円
ピロティ及びイベント広場	テント	一式	1,300円	130円
	折り畳み机	1台	200円	20円

折り畳み椅子	1脚	100円	10円
音響ユニット	一式	2,360円	230円
水道	1口	420円	40円

別表第1第4項の表の備考第1項中「1日当たり」を「午前9時から午後10時までの間の1回当たり」に、「の額」を「の額及び午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額」に改める。

別表第2の表中

「会議室3			を
「会議室3			に
ロビー	1平方メートル当たり	7円	
ピロティ	1平方メートル当たり	1円	
イベント広場	1平方メートル当たり	1円	

改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第195号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和6年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月19日閉会した。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第196号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

**山形県告示第197号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定した。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定研修実施機関の名称	指定研修実施機関の所在地	指定期間
一般社団法人山形県老人福祉施設協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで

山形県告示第198号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中 「28,000円」 を 「29,500円」 に、 「5,360円」 を 「5,000円」

「5,380円」 を 「5,010円」 に、 「3,000円」 を 「3,170円」 に、

エックス線検査（デジタル）	1 試験	1 試料	1,490円	を
エックス線テレビ検査	1 試験	1 試料	3,290円	

エックス線検査（デジタル）	1 試験	1 試料	1,490円	に、
---------------	------	------	--------	----

「3,820円」 を 「3,990円」 に、 「7,240円」 を 「7,380円」 に改める。

2 分析の項の表中 「17,100円」 を 「17,500円」 に、「18,900円」 を 「19,400円」 に、

「3,260円」 を 「3,410円」 に、 「7,850円」 を 「7,880円」 に、「14,800円」 を 「15,000円」 に、

「5,040円」 を 「5,330円」 に、 「9,340円」 を 「9,420円」 に改める。  
「8,360円」 を 「8,390円」

3 加工の項の表中 「730円」 を 「740円」 に、 「2,320円」 を

「2,420円」 に改める。

4 デザイン、モデル製作(2)モデル製作の項の表中「1,070円」を「1,110円」に、「1,160円」を「1,210円」に、「1,040円」を「1,050円」に改める。

山形県告示第199号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 安孫子 常哉  
寒河江市中央工業団地75番地

2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 知徳 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年3月1日

佐々木 和真 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
土田 裕之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
鈴木 啓司 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
宮林 清 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
山崎 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
佐藤 長弥 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
半澤 弘典 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
工藤 恭裕 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
大泉 敏志 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
結城 真人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
結城 勇次郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
菊地 俊 玄米、小麦、大豆、そば		
飯田 信之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
今田 竜乃助 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
氏家 俊希 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
矢作 慎吾 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
結城 孝太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
丹野 友樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 俊樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 勇介 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
土田 晋也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
芳賀 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
小野 大地 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
高子 龍也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

鈴木 雄 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
佐藤 啓太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
竹屋 寿一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
佐藤 侑 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
前田 峻 玄米、大豆、そば	同 左	
兼子 浩綺 玄米、大豆、そば	同 左	
鈴木 翔 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
菊地 成 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
遠藤 義之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

**山形県告示第200号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。  
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第201号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

**山形県告示第202号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
三郷堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字寺津1410番地
- 3 認可年月日  
令和6年3月14日

**山形県告示第203号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
令和6年3月14日

**山形県告示第204号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	松 田 誠	鶴岡市東堀越字桔梗出79番地

**山形県告示第205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年3月22日から同年4月5日まで縦覧に供する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 345号
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町北目字田屋敷31番1から  
同 44番2まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月23日

**山形県告示第206号**

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正し、令和6年3月24日から施行する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第4項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

**山形県告示第207号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 長井都市計画道路
  - (2) 名 称 3・4・1号長井駅海田線、3・4・3号四ツ谷宮前線
- 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 3・4・1号長井駅海田線
  - イ 追加する部分 長井市栄町
  - ロ 削除する部分 長井市栄町、長井市本町一丁目
- (2) 3・4・3号四ツ谷宮前線
  - イ 追加する部分 長井市栄町
  - ロ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

**山形県告示第208号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画道路
- (2) 名 称 3・2・201号山元蔵増線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 天童市小関一丁目、小関二丁目、交り江四丁目、交り江五丁目
- (2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

**山形県告示第209号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
コヤブ沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第210号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
コヤブ沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第211号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
コヤブ沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

**教育委員会関係**

**規 則**

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

**山形県教育委員会規則第1号**

**県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成9年4月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

第3条中「第3条」を「第4条」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第9号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大友たろう後援会	齊 藤 實	山 口 智	南陽市宮内2710番地	令和 6. 1. 30
川西町を愛する会	寒河江 輝 文	船 山 宏 和	東置賜郡川西町大字上小松1644番地	同 1. 31



地域と共に生きる会	本 木 健 一	風 間 俊 昭	南陽市川樋2013	同 2. 1
もでき純也を支援する会	茂出木 純 也	茂出木 純 也	南陽市竹原2850-4	同 2. 9
船山ちづる後援会	船 山 千 鶴	船 山 千 鶴	東置賜郡川西町上小松1138-8	同 2.21

山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和6年3月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党最上町支部	伊 藤 一 雄	会計責任者の氏名	菅 孝	橋 本 正	令和 5.11.30
自由民主党山形県南陽市第二支部	柴 田 正 人	主たる事務所の所在地	南陽市宮内18-1	南陽市宮内4-18-1	同 6. 2.13

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山形県行政書士政治連盟	岩 崎 雅 幸	会計責任者の氏名	佐 藤 祐	奥 村 恵 一 郎	令和 5. 5.26
たいら誠後援会	渡 部 秀 樹	代表者の氏名	渡 部 秀 樹	高 橋 和 廣	同 6.20
ふじの広美後援会	後 藤 芳 英	代表者の氏名	後 藤 芳 英	藤 野 美 枝 子	同 8.20
なんば純後援会	三 浦 典 義	主たる事務所の所在地	鶴岡市上畑町9-29	鶴岡市切添町22-48	同 6. 1. 1
矢口あきこ後援会	矢 口 明 子	会計責任者の氏名	小 野 明 美	矢 口 明 子	同 1.19
和田さとし後援会	和 田 暁	代表者の氏名	和 田 暁	菅 野 洋 史	同 1.20
遠藤初子後援会	佐 藤 正	代表者の氏名	佐 藤 正	村 田 則 子	同 2. 6
		会計責任者の氏名	菅 原 俊 一	遠 藤 初 子	
加藤けんいち後援会	加 藤 健 一	会計責任者の氏名	高 橋 真 紀 子	森 谷 智 恵 子	同 2. 9
川西町を愛する会	寒 河 江 輝 文	主たる事務所の所在地	東置賜郡川西町大字上小松1563	東置賜郡川西町大字上小松1644番地	同 2.14
もぎあきら後援会	茂 木 晶	主たる事務所の所在地	東置賜郡川西町大字上小松1563	東置賜郡川西町大字上小松1644	同

湧々町づくりの会	齋藤 武	代表者の氏名	齋藤 武	川 俣 義 昭	同
----------	------	--------	------	---------	---

**山形県選挙管理委員会告示第11号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷 真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ふるさと再盛市民の会	川 合 正 義	令和 5. 8. 20
横戸長兵衛後援会	横 戸 長 兵 衛	令和 5. 8. 20
高橋あつし後援会	川 合 利 美	令和 5. 12. 17
中川勝後援会「未来創生の会」	中 川 勝	令和 5. 12. 22
未来創生の会	中 川 勝	令和 5. 12. 22
新しい米沢をつくる会	齋 藤 栄 助	令和 5. 12. 27
高橋よしあき後援会	高 橋 義 明	令和 5. 12. 28
船山利美を支援する会	佐 藤 秀 市	令和 5. 12. 30
まつだ収作を励ます会	山 田 明 良	令和 5. 12. 30
みんなで新庄の未来を創る会	佐 藤 浩 治	令和 5. 12. 31
片平志朗後援会	五 十 嵐 諒	令和 5. 12. 31
浅野目こういち後援会	浅 野 目 幸 一	令和 5. 12. 31
榎まさよし後援会	榎 正 義	令和 5. 12. 31
島津まさゆき後援会	中 川 清	令和 5. 12. 31
枝松直樹後援会	枝 松 直 樹	令和 6. 1. 25
山形県介護福祉政治連盟	峯 田 幸 悦	令和 6. 1. 31

## 山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年3月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
横戸長兵衛	横戸長兵衛後援会	令和5.8.20
中川勝	中川勝後援会「未来創生の会」	令和5.12.22
枝松直樹	枝松直樹後援会	令和6.1.25

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子俊彦

#### 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「職員の」を「職員等の」に、「作業従事職員特殊勤務実績簿」を「作業従事職員等特殊勤務実績簿」に改め、同項第16号中「職員の」を「職員等の」に、「高所作業従事職員特殊勤務実績簿」を「高所作業従事職員等特殊勤務実績簿」に改め、同項第17号中「職員の」を「職員等の」に、「公共土木施設等災害応急作業従事職員特殊勤務実績簿」を「公共土木施設等災害応急作業従事職員等特殊勤務実績簿」に改める。

第2条の7第1項第1号中「相談及び訪問指導業務」を「相談及び訪問援助業務」に改め、同項第2号及び第3号中「相談及び指導業務」を「相談及び援助業務」に改める。

第2条の10の見出し中「農林大学校」を「東北農林専門職大学及び農林大学校」に、「職員」を「職員等」に改める。

第3条の2の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員等は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応のための作業に従事した職員等とする。

第12条第1項第11号、第17号及び第18号中「職員」を「職員等」に改め、同条第2項第2号中「農林大学校」を「東北農林専門職大学及び農林大学校」に、「職員」を「職員等」に改める。

別記様式第1号の注書第3項第2号中「職員」を「職員等」に改める。

#### 附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第17号及び第12条第1項第18号の改正規定、第3条の2中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、1項を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第2条第1項第17号、第3条の2第1項及び第12条第1項第18号の規定は、令和6年1月15日から適用する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び防疫作業手当」を「、防疫作業手当及び公共土木施設等災害応急作業手当」に改める。

第5条の2の3第1項中「山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号。以下「」及び「」という。）」を削り、「第3条に規定するもののほか、公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を特殊勤務手当として」を「公共土木施設等災害応急作業手当を」に改め、同条第2項中「は、一給与期間の分を翌月の給与支給日までに支給することとし、その他の当該手当」を削り、同条を第5条の2の4とし、第5条の2の2の次に次の1条を加える。

（公共土木施設等災害応急作業手当）

第5条の2の3 公共土木施設等災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第13条第1項第1号又は第2号に掲げる作業

(2) 前号に掲げる作業に相当する作業で管理者が定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,080円の範囲内で作業に応じて管理者が定める額とする。

第6条第1項中「防疫作業手当」を「防疫作業手当、公共土木施設等災害応急作業手当」に改める。

附則第4項及び第5項を次のように改める。

4 職員が東日本大震災に対処するため特殊勤務手当条例附則第3項各号に掲げる作業に従事したときは、公共土木施設等災害応急作業手当を支給する。

5 前項の手当の支給方法及び額については、特殊勤務手当条例附則第3項の規定により支給する特殊勤務手当の例による。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、令和6年1月19日から適用する。

### 告 示

#### 山形県企業告示第1号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月22日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

#### 1 利用料金

区 分		金 額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,120円
		1人18ホールまで	2,328円
		1人18ホールを超え9ホールまで	950円

乗用カート使用料 (カートフィ)	土曜日等	1人9ホールまで	2,185円	
		1人18ホールまで	4,458円	
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,100円	
	平日	1人9ホールまで	1人9ホールまで	1,670円
			1人18ホールまで	2,282円
			1人18ホールを超え9ホールまで	1,000円
		土曜日等	1人9ホールまで	1,670円
			1人18ホールまで	2,282円
			1人18ホールを超え9ホールまで	1,250円

備考

- (1) 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- (2) 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。
  - ア 年齢65歳以上の者
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで975円、1人18ホールまで1,900円とする。

2 適用期間

令和6年3月25日から令和8年3月31日まで

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第2号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び回転翼航空機搭乗手当」を「、回転翼航空機搭乗手当及び公共土木施設等災害応急作業手当」に改める。

第12条第1項中「及び回転翼航空機搭乗業務従事職員特殊勤務実績簿」を「、回転翼航空機搭乗業務従事職員特殊勤務実績簿及び公共土木施設等災害応急作業従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

第18条の3第1項中「山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年県条例第34号。以下「」及び「」という。）」を削り、「第11条に規定するもののほか、公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を特殊勤務手当として」を「公共土木施設等災害応急作業手当を」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1

項の手当は、一給与期間の分を翌月の給料支給日までに支給することとし、その他の当該手当を「前項の手当」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第18条の4とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

（公共土木施設等災害応急作業手当）

第18条の3 公共土木施設等災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

（1）山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。）

第13条第1項第1号又は第2号に掲げる作業

（2）前号に掲げる作業に相当する作業で管理者が定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,080円の範囲内で作業に応じて管理者が定める額とする。

第23条第1項中「時間外勤務手当」を「公共土木施設等災害応急作業手当、時間外勤務手当」に改める。

附則第9項及び第10項を次のように改める。

9 職員が東日本大震災に対処するため特殊勤務手当条例附則第3項各号に掲げる作業に従事したときは、公共土木施設等災害応急作業手当を支給する。

10 前項の手当の支給方法及び額については、特殊勤務手当条例附則第3項の規定により支給する特殊勤務手当の例による。

附則第11項を削り、附則第12項を附則第11項とし、附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項中「回転翼航空機搭乗手当」を「公共土木施設等災害応急作業手当」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第18項中「附則第18項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第19項を附則第18項とする。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定は、令和6年1月6日から適用する。

（山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程の一部改正）

2 山形県病院事業局就業規程等の一部を改正する規程（令和5年3月県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「給与規程」を「山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程」に改める。

附則第8項中「新規程」を「山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程」に、「附則第19項」を「附則第16項」に改める。

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和6年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和6年3月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

（1）日 時 令和6年10月26日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

（2）場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を令和6年6月3日（月）から同月17日（月）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年2月27日に実施した令和4年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月22日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体 西蔵王公園施設企業共同体
- (2) 監査対象期間 令和4年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、関係書類等を照合確認するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、以上のとおり監査した限りにおいて、適正に行われているものと認められた。監査対象の団体ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 西蔵王公園施設企業共同体

監査実施年月日 令和6年2月27日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
西蔵王公園	34,476,000円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	西蔵王公園の維持管理及び運営に関する業務。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から令和5年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年3月22日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形大学産業研究所	前回の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの （内容） 補正予算の作成及び理事会の承認手続を行わず、決算額が予算額を超過しているもの。	毎年1～2月に年度内の収入・支出見込額について同法人から報告を受け、予算書等と照合を行い、予算補正の必要の有無について助言を行う。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 6. 2. 2	第475号	85	下から5	「警察官は司法警察員とし、」に改める。	「警察官は司法警察員とし、」に、「司法巡査」を「司法巡査」に改める。